

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	Members Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03 - 5843 - 5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田五丁目2番4号
【電話番号】	03 - 5843 - 5333
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第2四半期連結 累計期間
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日
売上高(千円)	2,169,648
経常利益(千円)	113,048
四半期純利益(千円)	109,887
四半期包括利益(千円)	107,852
純資産額(千円)	1,074,871
総資産額(千円)	1,700,822
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3,894.37
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	3,823.10
自己資本比率(%)	63.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	36,182
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	5,258
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	9,906
現金及び現金同等物の四半期末残 高(千円)	712,575

回次	第17期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2,637.33

(注) 1. 第17期第1四半期より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については記載しておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社の全額出資により株式会社コネクスターを設立いたしました。なお、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響による経済活動の落ち込みは回復基調であるものの、欧州債務問題や米国景気低迷による円高懸念等により、依然経済の不透明感が懸念されています。

インターネット業界においては、震災による広告出稿の自粛などの影響が生じている一方、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）が企業、ユーザー双方に欠かせないサービスとなり、また実名インターネット時代を象徴するFacebookの浸透によってインターネット業界は新たな局面へと移行しております。当社グループにおいても一部クライアントの広告売上が減少しておりますが、ソーシャルメディア関連サービスの需要は高く特にFacebook関連サービスの売上は好調に推移しております。

当社グループは企業のソーシャルメディアマーケティングへの取り組み、特にFacebookを活用したマーケティングの需要が急速に拡大し、Facebookマーケティングがネットマーケティングの中核となることを想定して、中期経営計画に沿って「ソーシャルメディア時代をリードし、クライアントと共にビジネスを創造するネットビジネスパートナー」となるべく、前期より事業モデルの転換や強化を図っております。その成果として多くのナショナルクライアント等のFacebookマーケティング支援の実績を積み上げてきております。しかし一方で、大手広告代理店を含めた競合企業が続々と参入してきているため、差別化を図り当社グループの強みを明確にしていく必要があります。そのため、当期より「Facebookインテグレーション」というソリューションを立ち上げて競合他社との差別化に取り組んでおります。

Facebookインテグレーションとは、Facebookページの製作・運用だけではなく、Facebook広告への出稿、Social PluginなどのFacebookの重要な機能（Facebook Platform）を、自社サイトやキャンペーンにおいて活用し、企業のマーケティング効果の最大化を担っていくためのソリューションです。

従来の強みであるネットビジネス運営代行においても成長を図っており、競争力の向上のため定義された「メンバーズ・クオリティ」の徹底や利益率マネジメントに加えて、Webサイト運用サービスの安定拡大に向けた専門職としてネットクルー職の確保や、ソーシャルメディア分野を含めたネットビジネス支援において包括的なサービス提供ができるようプロデューサーの育成や確保にも積極的に投資してまいります。

また、平成23年4月1日付で100%子会社である株式会社コネクトスターを設立し、プロジェクトF30 第1弾として、マンガSNSである「MANGAful Days」、7月には第2弾として、東進ハイスクールなどの進学塾大手の株式会社ナガセとジョイントベンチャーである株式会社Studymateを設立し、学習支援SNS「Studymate」をスタートしました。

プロジェクトF30とは実名制ソーシャルネットワークであるFacebookをベースとして多数のインターネットサービスを立ち上げるプロジェクトであり、「F30」の「F」は「Facebook」の「F」や、今後新たに生み出していくサービスの特徴を表す「Friend（友だち）」、「Faith（信頼）」、「Fun（楽しさ）」の「F」を表現しています。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2,169百万円、営業利益は106百万円、経常利益は113百万円、四半期純利益は109百万円となりました。当第2四半期連結累計期間の予想を大幅に上回り、平成23年3月期までの単体決算を含め第2四半期連結累計期間における過去最高益となりました。

第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1,700百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金712百万円、受取手形及び売掛金797百万円であります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は625百万円となりました。その主な内訳は、買掛金が301百万円であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は1,074百万円となりました。その主な内訳は、資本金771百万円であります。

第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前期末との比較分析は行っていません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、712百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は、36百万円となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益112百万円、賞与引当金の増加27百万円によるものであり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少113百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果使用した資金は、5百万円となりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入9百万円があったものの、無形固定資産の取得による支出8百万円、投資有価証券の取得による支出5百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果使用した資金は、9百万円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出8百万円によるものです。

第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っていません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解している者でなければならないと考えます。

したがって、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様へに共通する利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、かかる特定の者またはグループが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へに共通する利益を保全するための相当な措置を講ずることといたします。

基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は平成7年の創業以来、「デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する」ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成23年6月27日開催の第16期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下本プランといひます。）の一部改定・継続を決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が従うべき手続きとして、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という「大規模買付ルール」を定めています。具体的な手続は次のとおりです。

(イ) 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といひます。）を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

(ロ) 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といひます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(ニ) 独立委員会の設置

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.members.co.jp/>）に掲載している平成23年5月26日付ニュースリリースをご覧ください。

(c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様へ共通の利益に合うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様の共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討することまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。結果として、当該プロセスを経ることは、まさに基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、大規模買付ルールを設定することといたしました。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,560	29,560	名古屋証券取引所 (セントレックス)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	29,560	29,560		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、下記のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月12日
新株予約権の数(個)	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	610
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	610
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,184
新株予約権の行使期間	平成25年8月29日～ 平成28年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,184 資本組入額 30,092
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>(a) 新株予約権の割り当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。</p> <p>(b) 新株予約権の割り当てを受けた者が、禁固以上の刑に処せられた場合。</p> <p>(c) 新株予約権の割り当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権割当契約において、一定の期間毎に、行使価格から算出した一定の株価水準を達成することを行使条件として定めており、平成23年9月29日付でその行使条件を満たさないことが確定したため、同日付で当社が無償取得しております。

2. 本新株予約権は、平成23年10月18日開催の取締役会において、同日付での消却を決議しております。詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライセンスの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	29,560	-	771,275	-	401,738

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
剣持 忠	東京都杉並区	8,540	28.89
デジタル・アドバタイジング・コン ソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4 - 20 - 3	5,588	18.90
有限会社光パワー	東京都港区南麻布3 - 19 - 23オーク南麻布ビ ル 13階	1,700	5.75
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8 - 4 - 17	1,432	4.84
株式会社メンバーズ	東京都品川区西五反田5 - 2 - 4レキシント ン・プラザ西五反田	1,343	4.54
メンバーズ従業員持株会	東京都品川区西五反田5 - 2 - 4レキシント ン・プラザ西五反田 8階	1,261	4.26
株式会社ジャスト	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4 - 463	1,020	3.45
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋1 - 16 - 15	866	2.92
増田 利光	静岡県焼津市	685	2.31
小峰 正仁	神奈川県三浦郡葉山町	484	1.63
計	-	22,919	77.53

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,343	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,217	28,217	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	29,560	-	-
総株主の議決権	-	28,217	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メンバーズ	東京都品川区西五反田5-2-4	1,343	-	1,343	4.54
計		1,343	-	1,343	4.54

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）は、連結財務諸表作成初年度であるため比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成23年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	712,575
受取手形及び売掛金	797,242
仕掛品	11,732
その他	12,145
貸倒引当金	31
流動資産合計	1,533,664
固定資産	
有形固定資産	30,392
無形固定資産	10,289
投資その他の資産	
その他	127,755
貸倒引当金	1,279
投資その他の資産合計	126,475
固定資産合計	167,157
資産合計	1,700,822
負債の部	
流動負債	
買掛金	301,347
1年内返済予定の長期借入金	16,008
未払法人税等	6,129
賞与引当金	74,424
その他	198,079
流動負債合計	595,988
固定負債	
長期借入金	26,640
その他	3,322
固定負債合計	29,962
負債合計	625,950
純資産の部	
株主資本	
資本金	771,275
資本剰余金	401,738
利益剰余金	53,890
自己株式	45,415
株主資本合計	1,073,707
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,665
その他の包括利益累計額合計	1,665
新株予約権	2,829
純資産合計	1,074,871
負債純資産合計	1,700,822

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	2,169,648
売上原価	1,714,600
売上総利益	455,047
販売費及び一般管理費	348,211
営業利益	106,836
営業外収益	
受取利息	72
受取配当金	128
受取手数料	687
償却債権取立益	6,000
その他	79
営業外収益合計	6,968
営業外費用	
支払利息	683
その他	72
営業外費用合計	756
経常利益	113,048
特別損失	
投資有価証券評価損	280
特別損失合計	280
税金等調整前四半期純利益	112,768
法人税、住民税及び事業税	2,881
法人税等合計	2,881
少数株主損益調整前四半期純利益	109,887
四半期純利益	109,887

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	109,887
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	2,035
その他の包括利益合計	2,035
四半期包括利益	107,852
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	107,852
少数株主に係る四半期包括利益	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	112,768
減価償却費	5,781
株式報酬費用	712
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,270
賞与引当金の増減額(は減少)	27,455
受取利息及び受取配当金	200
支払利息	683
投資有価証券評価損益(は益)	280
売上債権の増減額(は増加)	10,407
たな卸資産の増減額(は増加)	2,419
その他の流動資産の増減額(は増加)	6,857
仕入債務の増減額(は減少)	113,532
その他の流動負債の増減額(は減少)	11,294
小計	38,770
利息及び配当金の受取額	200
利息の支払額	498
法人税等の支払額	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,182
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,145
無形固定資産の取得による支出	8,011
投資有価証券の取得による支出	5,696
敷金及び保証金の差入による支出	297
敷金及び保証金の回収による収入	9,892
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,258
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	8,004
リース債務の返済による支出	1,902
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,906
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,018
現金及び現金同等物の期首残高	691,557
現金及び現金同等物の四半期末残高	712,575

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社コネクスターを連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 当社は、第1四半期連結会計期間より、連結財務諸表を作成することとなりました。連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下の通りであります。
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 1社 株式会社コネクスター
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)

ロ その他の工事

工事完成基準

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
給料手当	131,016千円
賞与引当金繰入額	25,996
貸倒引当金繰入額	887

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	712,575千円
預入期間が3か月を越える定期預金	-
現金及び現金同等物	712,575

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3,894円37銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	109,887
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	109,887
普通株式の期中平均株式数(株)	28,217
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3,823円10銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	526
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

(1)新株予約権の消却

当該新株予約権(ストック・オプション)においては、一定の期間毎に、行使価格から算出した一定の株価水準を達成することを行使条件として定めておりましたが、平成23年9月29日付でその行使条件を満たさないことが確定したため、新株予約権割当契約の規定に基づき当社が無償取得しておりました。平成23年10月18日開催の取締役会において、会社法第276条に基づき自己新株予約権を消却することを決議し、同日消却しております。

消却の対象となる新株予約権の発行日

平成23年8月29日

新株予約権の行使価格

新株予約権1個当たり60,184円

消却する新株予約権の個数

610個

消却後の残存する新株予約権の個数

0個

新株予約権の消却日

平成23年10月18日

(2)新株予約権の割当

平成23年11月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権の割当をすることを決議しました。

新株予約権の総数

980個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)

新株予約権の割り当てを受ける者及びその人数

当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員23名

新株予約権の割当日

平成23年11月25日

新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月26日から平成28年11月25日まで

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社メンバーズ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンバーズ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は平成23年10月18日開催の取締役会において、自己新株予約権を消却することを決議し、同日に消却している。
- 「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は平成23年11月11日開催の取締役会において、会社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権の割当てをすることを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書作成会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。